

久喜宮代衛生組合議会  
令和元年10月第4回定例会議案

# 議 案 目 録

議案第10号	平成30年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について .....	1
議案第11号	令和元年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第2号）について .....	2
議案第12号	久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例 ...	3
議案第13号	久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例...	6
議案第14号	久喜宮代衛生組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例 .....	10
議案第15号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	14

議案第10号

平成30年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月9日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第 1 1 号

令和元年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について

令和元年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 1 0 月 9 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

## 議案第 1 2 号

### 久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(第 5 条及び第 6 条において単に「会計年度任用職員」という。)に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。

(報酬等)

第 2 条 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(以下この条から第 3 条まで及び第 6 条において「第 1 号会計年度任用職員」という。)に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第 5 項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に久喜宮代衛生組合一般職の給与に関する条例(平成 2 年久喜宮代衛生組合条例第 4 号。以下この項及び次項並びに別表において「給与条例」という。)第 1 1 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額(月額の報酬にあつてはその額に 1 0 0 円未満、日額の報酬にあつてはその額に 1 0 円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第 1 号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務 1 月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額にその者について定められた 1 週間当たりの勤務時間を 3 8 . 7 5 で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内において衛生組合規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける第 1 号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務 1 日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を 2 1 で除して得た額に、その者について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7 . 7 5 で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 0 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内において衛生組合規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、第 1 号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前 5 項に規定するもののほか、第 1 号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を衛生組合規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が 6 月未満の者

その他の者で衛生組合規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(費用弁償)

第3条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(給料等)

第4条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(第3項において「第2号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において衛生組合規則で定めるところにより決定する。

3 第2条第6項の規定は、第2号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で衛生組合規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬、給料及び手当の減額)

第5条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の給与の減額の例に準じて、衛生組合規則で定める。

(支給)

第6条 第1号会計年度任用職員の報酬の支給については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による。

(1) 日額で定める報酬 月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した額を翌月の21日までに支給する。

(2) 月額で定める報酬 一般職の常勤職員の例による。

2 会計年度任用職員の費用弁償、給料及び手当(第2条第1項及び第4条第1項に規定する手当に限る。)の支給については、前5条に規定するもののほか、一般職の職員の例による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

職種	月額
久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年久喜宮代衛生組合条例第4号）第2条で定める者が就く職	久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則（昭和48年久喜宮代衛生組合規則第5号）別表第1技能労務職給料表に定める37号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級113号給の給料月額

令和元年10月9日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅田修一

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により創設された会計年度任用職員制度を導入することに伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第13号

### 久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員（法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定め

て採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第16条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えてさらに一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給料表等)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

3 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員については、衛生組合規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第8条 第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号。以下「給与条例」という。)別表第1の行政職給料

表に掲げる給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)

第9条 特定任期付職員には、給与条例第3条、第4条、第7条から第10条、第12条、第15条、第17条第2項、第18条及び第24条の規定は、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第5項の規定の適用については、給与条例第23条第5項中「別表行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき衛生組合規則で定めるもの」とあるのは「久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例第 号）第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。

3 任期付短時間勤務職員には、給与条例第9条、第10条及び第12条の規定は、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項及び第25条第1項の規定の適用については、給与条例第15条第2項及び第25条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年10月9日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、一般職の任期付職員を採用等するため、この案を提出するものであります。

## 議案第14号

久喜宮代衛生組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜宮代衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 久喜宮代衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年久喜宮代衛生組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(久喜宮代衛生組合職員の定数等に関する条例の一部改正)

第2条 久喜宮代衛生組合職員の定数等に関する条例(昭和36年久喜宮代衛生組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「常時勤務するもので」を削り、「一般職」の次に「(臨時的に任用される職員及び非常勤職員を除く。)」を加える。

(久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(久喜宮代衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 久喜宮代衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の」の次に「月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額(久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜宮代衛生組合条例第 号)第2条第4項若しくは第5項又は第4条の報酬の基本額に限る。))」を加える。

(久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(衛生組規則で定める非常勤職員を除く。)

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 育児休業に係る子が1歳6箇月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、2歳に達する日)までに、任期(当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの)が満了することが明らかでない非常勤職員

ウ 勤務日の日数を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 育児休業に係る子が1歳に達する日(以下この条において「1歳到達日」という。)
- (2) 配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合(衛生組合規則で定める場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日又は衛生組合規則で定める日のいずれか早い日
- (3) 非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日(前号に該当する場合にあつては、同号に定める日。以下この号において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 当該子の1歳6箇月到達日

(育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当する者に限る。)が当該子の1歳6箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当することとなったこと。

(7) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をすることとなったこと。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第18条の表第25条第1項の項を削る。

第19条中「育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求時において、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。

ア 第2条第3号ア及びウに該当する非常勤職員

イ 1日の勤務時間を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員

第20条に次の1項を加える。

3 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対する部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

(1) 次号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員 当該非常勤職員の1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条第1項に規定する育児時間を請求している非常勤職員 当該非常勤職員の1日の勤務時間から当該育児時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間

(久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第25条第1項」を「第25条」に、「すべて」を「全て」に改める。

第16条中「第15条及び第17条」を「前条、次条」に改める。

第18条中「第17条第2項」を「前条第2項」に改める。

第23条第5項中「別表」を「別表第1」に改める。

第25条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第25条 地方公務員法第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(久喜宮代衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 久喜宮代衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成29年久喜宮代衛生組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「及び」を「、」に改め、「第19条」の次に「及び久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜宮代衛生組合条例第 号)第4条第4項」を加える。

(久喜宮代衛生組合単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 久喜宮代衛生組合単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

第5条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第5条 地方公務員法第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年10月9日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

会計年度任用職員制度の導入にあたり、関係条例について所要の改正を行いたく、この案を提出するものであります。

## 議案第15号

### 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第23条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第24条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年10月9日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

#### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。